

2026年度あいちスポーツイノベーションプロジェクト 新規連携共創プログラム運営業務 仕様書

1 業務名

2026年度あいちスポーツイノベーションプロジェクト新規連携共創プログラム運営業務

2 業務目的

愛知県では、STATION Ai オープン、IGアリーナ（愛知国際アリーナ）開業、アジア・アジアパラ競技大会を始めとする国際スポーツ大会の開催などを起爆剤として、産学官等の連携により、スポーツ分野のイノベーションを推進し、革新的な事業・新サービスの創出や県内外への展開に取り組むことで、スポーツの成長産業化及びスポーツを通じた地域活性化を図ることを目的に、「あいちスポーツイノベーションコンソーシアム AiSIA」を2024年6月に設立した。同コンソーシアムとして、会員のスポーツチーム等と連携し、「スポーツ産業をささえる人材の育成」、「アスリート・スポーツチームの価値向上」、「スポーツと他産業の融合」の3つの柱からなる「あいちスポーツイノベーションプロジェクト」に取り組んでいる。

本業務は、「あいちスポーツイノベーションプロジェクト」の推進を図るため、スポーツチーム等のスポーツ団体や企業等の連携による「アスリート・スポーツチームの価値向上」、「スポーツと他産業の融合」に向けた新たな共創プログラムの運営を行うものである。

3 業務期間

契約締結の日から2027年3月31日（水）

4 業務内容

(1) 新規連携共創プロジェクトの選定及び実証

企業等との共創によるスポーツ分野や地域の課題解決に意欲及び潜在ニーズのあるスポーツ団体等と、その課題解決に資する技術・サービス等を有する企業、スタートアップ等をマッチングし、伴走支援を実施することで、課題解決に資する新規事業の創出及び同事業の高付加価値化を目指す。

ア ニーズ団体・テーマの設定

スポーツチームや競技団体などの中から、プログラムに参加する団体（ニーズ団体）を募集し、ヒアリング等を通じてニーズ団体側の抱える課題を分析することにより、提案募集のためのテーマを設定する。

イ 提案募集

アで設定したニーズ団体・テーマに対し、企業・スタートアップ等から課題解決に資する技術・サービス等の提案を募集する。募集に当たっては、多くの企業の提案を促すため、Web ページ掲載などにより広範に周知を行うほか、募集説明会を開催し、十分な応募期間を設けること。

ウ 支援対象プロジェクトの選定

支援対象プロジェクトを2件以上選定する。選定に当たっては、選定方法及び選定基準を作成するとともに、ニーズ団体の希望だけでなく、スポーツビジネスの実務者・有識者などの専門的・客観的視点が審査に反映されるようにすること。

エ プロジェクトの伴走支援

支援対象プロジェクトの提案企業に対して伴走支援を行う。伴走支援に当たっては、ニーズ団体の課題感や提案された技術・サービスの導入に向けたゴールイメージについて、ニーズ団体と提案企業との間で密にコミュニケーションが図られ、導入に当たってのミスマッチが生じないように配慮すること。

オ 中間審査の実施

一定の伴走期間の後、事業の磨き上げの成果を踏まえ、本格的な実証実験の実施対象として適しているか中間審査を行う。審査に当たっては、審査基準を作成するとともに、ニーズ団体の継続意思だけでなく、スポーツビジネスの実務者・有識者などの専門的・客観的視点が審査に反映されるようにすること。

カ 実証実験等の実施

スポーツ団体の主催する試合や、実施する社会貢献活動等へのサービスの導入に向けて、適したフィールドを設定し、実証実験を行う。2027年3月上旬までの可能な限り長期間、試合等のイベントであれば複数回にわたって実施すること。

キ プロジェクト実証費の支払い

プロジェクトの実証に係る提案企業が要する費用（事務局機能以外に係る経費）について支払い基準を定め、提案企業への支払いを行う。また、オの中間審査において、以降の伴走支援対象とならなかった場合にも、上限額を定めた上で中間審査までの事業に要した実費を精算する。

ク 事業評価の実施

実証実験の結果を振り返るとともに、提案企業に対象プロジェクトの事業化に向けた計画書を提出させ、ニーズ団体の評価や有識者等の客観的な意見を踏まえながら、事業計画に対する評価及び計画に対する助言を行う。

ケ 成果報告会への協力

県が主催するあいちスポーツイノベーションプロジェクト全体の成果報告会において、提案企業及びニーズ団体による成果報告ができるよう調整する。

(2) 成果物等の作成

ア 成果物

本事業に関する報告書及び本業務におけるその他成果物（収集したデータ、各種打ち合わせ記録、ヒアリング記録、本業務で作成した各種文書等及びその他県が指定するもの）

イ 納品方法

成果物を出力したもの（紙媒体）1部とその内容の電子データ一式を提出すること。

（3）県との打合せ協議

2週間に1回以上、県との打ち合わせ協議を行うものとし、協議事項のアジェンダと資料を用意し、事前に共有するとともに、事後速やかに議事録等を作成し、提出する。

また、打合せ協議とは別に県が会議等を開催する際には、必要な資料を作成することとし、状況に応じて適切な関係者の出席を求めるものとする。

5 委託業務に関する留意事項

- （1）各支援対象プロジェクトに対し支払う開発支援費及び実証支援費の総額は、500万円を想定する。プロジェクト毎の内訳は、県と受託者の協議により決定すること。
- （2）県と必要に応じて十分に協議の上、委託業務を実施すること。また、業務の実施に当たり問題等が発生した場合は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- （3）委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、必要に応じて県と連絡調整を行うこと。また、本業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- （4）成果物の一切の著作権は、委託者である県に帰属するものとする。ただし、連携共創事業によって創出された新サービス等については、その新サービス等の提案者に帰属し、県はその共同開発及び使用の権利を有するものとする。
- （5）本業務の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- （6）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。